

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症が本県の観光業界に甚大な影響を及ぼしている状況を鑑み、前向きに事業継続に取り組む県内の観光事業者等が独自に行うプレミアム付き前売り券の発行にかかる経費の一部を支援することにより、本県の観光再生を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付申請及び実績報告を、原則として補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条第1項第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
新型コロナ対策お楽しみ券 応援事業	観光事業者等（県内の旅館・ホテル、旅行会社、観光施設、その他、観光交流局長が認める者）	令和2年度又は令和3年度中に観光事業者等が独自に発行するプレミアム付き前売り券のプレミアム相当分（20％）の経費	10／10	1施設当たり500千円。ただし、観光交流局長が認める場合は、複数回の利用が可能。

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県知事 様

(申請者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者名 _____ 電話番号 _____

ファミリ _____ 電子メール _____

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条第1項の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 発行するプレミアム付き前売り券の内容 (対象施設名: _____)

1枚当りの額面(円) 【例: A×120%】	1枚当りの販売価格(円) 【A】	プレミアム付き前売り券の対象となるサービス ※該当するものにチェック	販売枚数(枚) 【B】	算定基準額兼交付申請額(実績額)(円) 【A×20%×B】
		<input type="checkbox"/> 宿泊料 <input type="checkbox"/> 旅行代金 <input type="checkbox"/> 施設入場料 <input type="checkbox"/> 土産品購入 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
		<input type="checkbox"/> 宿泊料 <input type="checkbox"/> 旅行代金 <input type="checkbox"/> 施設入場料 <input type="checkbox"/> 土産品購入 <input type="checkbox"/> その他(_____)		

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付資料

- 発行したプレミアム付き前売り券の見本(またはそれに類するもの)
- プレミアム付き前売り券の販売台帳、入金を確認できる通帳の写し
- 口座振込依頼書、振込先となる通帳の写し

【県庁使用欄(申請者は記入しないこと)】

検査調書

鳥取県知事 平井伸治様

上記に係る検査を行ったところ、検査内容及び検査結果は下記のとおりでした。

令和 年 月 日 検査員 _____ (印)

検査完了年月日	令和 年 月 日		
検査方法	書類・実地	検査結果	合格・不合格
意見又は注意事項			

年 月 日

様

職 氏 名 印

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けの申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。